

産業廃棄物収集運搬業者に対する行政処分（許可の取消し）について

報道提供日時	2026年03月26日 14時00分
内容	<p>大阪府は、令和8年3月2日付で産業廃棄物収集運搬業者に対して、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）に基づき、以下のとおり行政処分（許可の取消し）を行いましたので、お知らせします。</p> <ol style="list-style-type: none">行政処分を受けた者の氏名 奥 宗男行政処分を受けた者の住所 大阪府泉佐野市日根野 1602 番地処分の内容 被処分者が、法第14条の3の規定による産業廃棄物収集運搬業の全部の事業停止命令に違反したことから、法第14条の3の2第1項第5号に該当したことから、産業廃棄物収集運搬業の許可を取り消しました。